



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

*26 和歌山県税規則の一部を改正する規則

(税務課)..... 1

規 則

和歌山県規則第26号

和歌山県税規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県税規則の一部を改正する規則

和歌山県税規則 (昭和25年和歌山県規則第56号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第3章 様式</p> <p>第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)の6 略</p> <p>(3)の7 <u>eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書(取りやめの届出書)</u> <u>別記第3号の7様式</u></p> <p>(4)～(11)の8 略</p> <p>第14条 法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第2次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8)の2 略</p> <p>(8)の3 <u>eLTAXによる申告が困難である場合の特例の承認(却下)通知書</u> <u>別記第18号の3様式</u></p> <p>(8)の4 <u>eLTAXによる申告が困難である場合の特例の承認に係る取消通知書</u> <u>別記第18号の4様式</u></p> <p>(9)～(28) 略</p> <p>2 略</p>	<p>第3章 様式</p> <p>第13条 法令、条例又はこの規則により市町村長、納税義務者、特別徴収義務者等が徴収金を払い込み、若しくは納付し、又は納入する文書等及び知事又は県税事務所の長に提出する報告書、申請書等の書類並びに特別徴収義務者が備え付ける帳簿等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3)の6 略</p> <p>(4)～(11)の8 略</p> <p>第14条 法令、条例又はこの規則により知事又は県税事務所の長が納税義務者、特別徴収義務者、第2次納税義務者、保証人等に交付する納税通知書、通知書、告知書等の文書及び県が作成する用紙、印等で次の各号に掲げるものの様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(8)の2 略</p> <p>(9)～(28) 略</p> <p>2 略</p>

別記第1号様式及び別記第1号の2様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第13条関係)

相続人代表者届出書										
県税事務所長 様 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名 氏 名 </div>							年 月 日			
地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の代表者を次のとおり定めたので連署の上届け出ます。										
被相続人	氏 名		死 亡 時 の 住 所 又 は 所 居				死 亡 年 月 日			
							年 月 日			
相続人	住所又は居所(所在地)				氏名(名称)				被相続人との続柄	相続分
	生年月日	年 月 日		法人番号						
	住所又は居所(所在地)				氏名(名称)				被相続人との続柄	相続分
	生年月日	年 月 日		法人番号						
	住所又は居所(所在地)				氏名(名称)				被相続人との続柄	相続分
	生年月日	年 月 日		法人番号						
	住所又は居所(所在地)				氏名(名称)				被相続人との続柄	相続分
	生年月日	年 月 日		法人番号						
	住所又は居所(所在地)				氏名(名称)				被相続人との続柄	相続分
	生年月日	年 月 日		法人番号						
相続人代表者	住所又は居所(所在地)				氏名(名称)				被相続人との続柄	相続分
	電話番号									
	生年月日	年 月 日		法人番号						

注

- 1 代表者を指定した相続人全員が署名すること。
- 2 「法人番号」欄には、相続人が法人の場合は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

別記第1号の様式 (第13条関係)

相続人代表者変更届出書										
								年	月	日
県税事務所長 様 <div style="text-align: right;"> 氏 名 氏 名 相続人連署 氏 名 氏 名 氏 名 </div>										
地方税法施行令第2条第6項の規定により、さきに届け出た相続人の代表者は、このたび次のとおり変更したので連署の上届け出ます。										
被相続人	氏 名			死亡時の住所又は居所			死亡年月日			
							年 月 日			
相続人	相	住所又は居所(所在地)			氏名(名称)			被相続人との続柄	相続分	
		生年月日	年	月	日	法人番号	：	：	：	
		住所又は居所(所在地)			氏名(名称)			被相続人との続柄	相続分	
	生年月日	年	月	日	法人番号	：	：	：		
	続	住所又は居所(所在地)			氏名(名称)			被相続人との続柄	相続分	
		生年月日	年	月	日	法人番号	：	：	：	
		住所又は居所(所在地)			氏名(名称)			被相続人との続柄	相続分	
	生年月日	年	月	日	法人番号	：	：	：		
人	住所又は居所(所在地)			氏名(名称)			被相続人との続柄	相続分		
	生年月日	年	月	日	法人番号	：	：	：		
	変更前	住所又は居所(所在地)			氏名(名称)			被相続人との続柄	相続分	
電話番号										
生年月日		年	月	日	法人番号	：	：	：		
変更後	住所又は居所(所在地)			氏名(名称)			被相続人との続柄	相続分		
	電話番号									
	生年月日	年	月	日	法人番号	：	：	：		

注

- 1 代表者を指定した相続人全員が署名すること。
- 2 「法人番号」欄には、相続人が法人の場合は法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

別記第1号の3様式 (その2) から別記第1号の5様式までを次のように改める。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その2)

年 月分軽油引取税徴収猶予申請書	
県税事務所長 様	年 月 日
特別徴収義務者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)
	生年月日
	個人番号又は法人番号
	電話番号
和歌山県税条例第58条の16の規定により、次のとおり徴収猶予の申請をします。	
納 期 限	年 月 日
納 入 す べ き 税 額	円
納期限までに納入する税額	
徴収猶予を受けようとする期間及び税額	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	月 日まで 日間
	合 計
提供しようとする担保の種類及び価格	
備 考	

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 地方税法施行令第43条の16に定める要件に該当する場合は「提供しようとする担保の種類及び価格」欄の記載を要しないこと。
- 3 この申請書には、売掛金に関する計算書を添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その3)



住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書

年 月 日	
県税事務所長 様	
申 請 者	住 所 (所在地)
	氏 名 (名 称)
	生年月日
	個人番号又 は法人番号
	電話番号
和歌山県税条例第42条の25第2項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。	
土地の所在地 (地番)	
地 目	
地 積	m ²
土地の取得年月日	年 月 日
住宅の着工予定年月日	年 月 日
住宅の完成予定年月日	年 月 日
住宅の取得予定年月日	年 月 日
税 額 ※	円 納税通知書番号 ※
徴収猶予決定額 ※	円 徴収猶予通知書番 号 ※
備 考 ※	

注

- 1 この申請書は、土地の取得日から60日以内に、和歌山県税条例第42条の19の不動産取得税申告書と同時に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その4)



耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の
徴収猶予申請書

年 月 日												
県税事務所長 様												
申 請 者	住 所 (所在地)											
	氏 名 (名 称)											
	生年月日	年 月 日										
	個人番号又 は法人番号	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>										
電話番号												
和歌山県税条例第42条の27の2第3項の規定により、次のとおり不動産取得税の徴収猶予を申請します。												
所 在 地												
家 屋 番 号												
構 造 ・ 用 途												
床 面 積	m ²											
新 築 年 月 日	年 月 日											
耐 震 改 修 の 完 成 予 定 年 月 日	年 月 日											
居 住 の 用 に 供 する 予 定 年 月 日	年 月 日											
税 額 ※	円 納税通知書番号 ※											
徴収猶予決定額 ※	円 徴収猶予通知書番号 ※											
備 考 ※												

注

- 1 この申請書は、住宅の取得日から60日以内に、和歌山県税条例第42条の19の不動産取得税申告書と同時に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その5)

被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予申請書						
					年 月 日	
県税事務所長 様			住 所 (所在地)			
			氏 名 (名 称)			
			生年月日	年 月 日		
			個人番号又は法人番号			
			電話番号			
地方税法第73条の27の3第3項の規定により、被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予を申請します。						
代替取得不動産の表示	不 動 産 の 種 類	家 屋	所 在 地			
			家 屋 番 号			
			種 類、 構 造 床 面 積			
	土 地	所 在 地、 地 番				
地 目、 地 積						
納税通知書 番 号			課 税 標 準 額	円	税 額	
				円	円	
被収用又は譲渡不動産の表示	不 動 産 の 種 類	家 屋	所 在 地			
			家 屋 番 号			
			種 類、 構 造 床 面 積			
	土 地	所 在 地、 地 番				
地 目、 地 積						
徴収猶予通知書番号	※	固定資産課税 台帳登録価格		円	徴収猶予を受けようとする税額	
				円	円	
代替不動産の取得年月日	年 月 日		被収用又は譲渡 予定年月日	年 月 日		
備 考						

注

- 1 この申請書は、不動産取得税の申告書を提出する際併せて提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。
- 4 この申請書に不動産を収用され又は譲渡した不動産の代替取得不動産であることを証明する書類を1部添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その6)

譲渡担保財産に係る不動産取得税徴収猶予申請書				
県税事務所長 様		年 月 日		
		住 所 (所在地)		
		氏 名 (名 称)		
		生年月日	年 月 日	
		個人番号又は法人番号		
		電話番号		
地方税法第73条の27の4第3項及び和歌山県税条例第42条の27の3第3項の規定により譲渡担保財産に係る不動産取得税の徴収猶予を申請します。				
譲渡担保財産 設 定 者	住 所			
	氏 名			
譲 渡 担 保 財 産 設 定 年 月 日			年 月 日	
譲渡担保財産の 表 示	不 動 産 の 種 類	家 屋 ・ 土 地	所 在 地	
			家屋番号 地 番	
			床 面 積 地 積	
			種 類 地 目	
課 税 標 準 額	※	円	納税通知書番号	※
税 額	※	円	徴収猶予通知書 番号	※
備 考				

注

- この申請書は、不動産取得税の申請書を提出する際併せて提出すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- ※印欄は、不明の場合は記載を要しないこと。
- 不動産の種類欄の該当文字を○で囲むこと。
- この申請書に譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その7)



不動産取得税の徴収猶予申請書

県税事務所長 様		年 月 日				
	住所 (所在地)					
	氏名 (名称)					
	生年月日	年 月 日				
	個人番号又は法人番号					
	電話番号					
地方税法第 条の 第 項の規定により不動産取得税の徴収猶予を申請します。						
土地の場合	施設建築物の敷地の明細	取得年月日	. .	譲渡予定年月日	. .	
		所在地・地番				
		地目・地積				
		課税標準額	※	納税通知書番号	※	
		税 額	※	徴収猶予通知書番号	※	
家屋の場合	施設建築物の明細	取得年月日	. .	譲渡予定年月日	. .	
		所在地・地番				
		構造及び用途				
		延床面積				
		課税標準額	※	納税通知書番号	※	
		税 額	※	徴収猶予通知書番号	※	
備考						

注

- 1 この申請書は、不動産取得税の申告書を提出する際併せて提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記載を要しないこと。
- 4 この申請書には、地方税法その他の法令に定められた添付書類を添付すること。

別記第1号の3様式 (第13条関係)

(その8)

		管理番号	
法人の事業税の徴収猶予 (期間延長) 申請書			
県税事務所長 様		年 月 日	
		本店所在地	
		和歌山県内の主たる事務所等所在地	
		法人名	
		法人番号
		代表者氏名	
		電話番号	
和歌山県税条例第42条の2の3第(1・2)項の規定により、次のとおり (予定・中間・確定) 申告に係る (徴収猶予・期間延長) の申請をします。			
1	徴収猶予対象法人の区分	(1) 地方税法第72条の38の2第(1・6)項第1号に該当 (2) 地方税法第72条の38の2第(1・6)項第2号に該当	
2	徴収猶予の対象となる事業年度又は既に徴収猶予を受けている事業年度	年 月 日 から 年 月 日まで	
3	徴収猶予の対象となる事業税額の納期限	年 月 日	
4	徴収猶予の対象となる事業税額又は徴収猶予を受けている事業税額		
5	徴収猶予又は期間延長を受けようとする事業税額		
6	既に徴収猶予の承認を受けた期間 (※期間延長申請の場合のみ記入)	年 月 日 から 年 月 日まで	
7	徴収猶予又は期間延長を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日まで	
8 徴収猶予又は期間延長を必要とする理由			
9 提供しようとする担保の種類及び価格			
別添 (担保提供書・保証証書) のとおり			
10 納税計画			
納税予定日	税額	納税予定日	税額
・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円
・ ・	円	・ ・	円

注 「法人番号」欄には、法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。

別記第1号の4様式 (第13条関係)

徴収猶予による差押解除申請書				
県税事務所長 様		年 月 日		
		住所 (所在地)		
		氏名 (名称)		
		生年月日	年 月 日	
		個人番号又は法人番号
		電話番号		
地方税法第15条の2の3第2項の規定により、次のとおり差押の解除を申請します。				
徴収猶予の承認を受けた日	年 月 日			
差押を受けた日	年 月 日			
差押財産の表示				
差押の解除を申請する理由				

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の5様式 (第13条関係)

弁 明 書	
年 月 日	
県税事務所長 様 住所 氏名 年 月 日付けで徴収猶予の取消しについて弁明をするように通知を受けたので、下記のとおり弁明の申立てをします。	
申立ての趣旨	
申立ての理由	

備考 この弁明書は、法第15条の3第2項の規定による弁明をする場合に使用する。

別記第1号の9様式及び別記第1号の10様式を次のように改める。

別記第1号の様式 (第13条関係)

保 全 差 押 担 保 充 当 申 請 書										
県税事務所長 様							年 月 日			
					住 所 (所在地)					
					氏 名 (名 称)					
					生年月日		年 月 日			
					個人番号又 は法人番号					
					電話番号					
年 月 日付で担保提供書により提供した金銭は、次の徴収金に充当されるよう、地方税法施行令第6条の12第5項の規定により申請します。										
担保として提供している金銭					円					
充 当 の 申 請 を す る 徴 収 金	年度	税目	納期限	税 額	延滞金額	加算金額	滞 納 処 分 費	合 計	備 考	
				円	法律によ る金額 円	円	法律によ る金額 円	円		
					"		"			
					"		"			
過 不 足				円						

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の10様式 (第13条関係)

(その1)

過 誤 納 金 還 付 請 求 書																	
							年	月	日								
和歌山県知事 様	住 所 (所在地)																
	氏 名 (名 称)																
	生年月日		年		月		日										
	個人番号又 は法人番号																
	代表者名																
	電話番号																
次 の 金 額 を 請 求 し ま す。																	
<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">請求金額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table>									請求金額		百	十	万	千	百	十	円
請求金額		百	十	万	千	百	十	円									
請求内訳																	
還付通知 番 号	年 度	期 別	税 目	税 額	延滞金	加算金	合 計	備 考									
				円	円	円	円										
請求 理由																	

注

1 「個人番号又は法人番号」欄には、請求者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

2 請求金額の訂正を指示されたときは、書き換え、旧書面を添付の上、提出すること。

3 過納又は誤納であることを証明するに足る書類、請求又は受領に関し委任した場合は、委任状及び委任者の印鑑証明書並びに親権者又は相続人から請求する場合は、戸籍抄本をそれぞれ添付すること。

別記第1号の10様式 (第13条関係)

(その2)

過 誤 納 金 還 付 請 求 書																	
県税事務所長 様							年 月 日										
							住所 (所在地)										
							氏名 (名称)										
							生年月日		年 月 日								
							個人番号又は法人番号										
							代表者名										
							電話番号										
次の金額を請求します。																	
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="width: 15%;">請求金額</td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">万</td> <td style="width: 5%;">千</td> <td style="width: 5%;">百</td> <td style="width: 5%;">十</td> <td style="width: 5%;">円</td> </tr> </table>									請求金額		百	十	万	千	百	十	円
請求金額		百	十	万	千	百	十	円									
請求内訳																	
還付通知 番号	年 度	期 別	税 目	税 額	延滞金	加算金	合 計	備 考									
				円	円	円	円										
請求理由																	

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、請求者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 請求金額の訂正を指示されたときは、書き換え、旧書面を添付の上、提出すること。
- 3 過納又は誤納であることを証明するに足る書類、請求又は受領に関し委任した場合は、委任状及び委任者の印鑑証明書並びに親権者又は相続人から請求する場合は、戸籍抄本をそれぞれ添付すること。

別記第1号の12様式から別記第1号の13の3様式までを次のように改める。

別記第1号の12様式 (第13条関係)

(和歌山県証紙貼付)				
(和歌山県証紙貼付)				
納 税 証 明 申 請 書 年 月 日				
住所				
県税事務所長 様	氏名 (名称)			
証明書の 使用目的	証明書の 請求枚数 枚			
上記の目的に使用するため について証明を請求します。				
年度 (事業 年度) 等	納付 (入) すべき 税額 (その他の徴 収金額)	納付 (入) 済税額 (その他の徴収金 額)	未納税額 (その他の 徴収金額)	法定納期限等
備考				
第 号 年 月 日		上記のとおり相違ないことを証明します。		
		県税事務所長 氏 名 印		
本人確認	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 (パスポート) <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 官公庁発行の本人確認書類 (顔写真付) []			

備考

- 1 この申請書は、法第20条の10の規定による証明を申請する場合に使用する。
- 2 「法定納期限等」とは、法第14条の9に規定する法定納期限等をいう。
- 3 この申請書を複写して作成した写しを申請者に交付する。

別記第1号の13様式 (第13条関係)

税 納 税 管 理 人 申 告 書				
				年 月 日
県税事務所長 様	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
	生年月日	年 月 日		
	個人番号又は法人番号			
	電話番号			
納税に関する一切の事項を処理させるため、次の者を納税管理人に定めたので申告します。				
納 税 管 理 人	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	電話番号	
納税管理人を受諾しました。 年 月 日 氏 名				

注

- 1 この申告書は、納税義務者又は特別徴収義務者が県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないとき又は有しなくなった場合において、和歌山県税条例に規定する管轄区域外納税管理人の承認又は納税管理人不要認定を受けていないときに提出すること。
- 2 この申告書による納税管理人は、必ず、納税義務者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する県税事務所の管轄区域内において住所等を有する者であること。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の13の2様式 (第13条関係)

税 管 轄 区 域 外 納 税 管 理 人 申 請 書				
				年 月 日
県税事務所長 様	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名 称)			
	生年月日	年 月 日		
	個人番号又は法人番号			
	電話番号			
納税に関する一切の事項を処理させるため、次の者を納税管理人として申請します。				
納 税 管 理 人	住 所			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	電話番号	
納税管理人として承認された場合は受諾します。				
年 月 日				
氏 名				

注

- 1 この申請書は、納税義務者又は特別徴収義務者が県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないとき又は有しなくなった場合において、当該納税義務者又は特別徴収義務者の課税地を管轄する県税事務所の管轄区域外に住所等を有する者を納税管理人として定めたいときに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の13の3様式 (第13条関係)

税 納 税 管 理 人 不 要 認 定 申 請 書				
				年 月 日
県税事務所長 様	住所 (所在地)			
	氏名 (名称)			
	生年月日	年 月 日		
	個人番号又は法人番号			
	電話番号			
第19条第2項、第42条の7第2項 和歌山県税条例 第42条の21第2項、第42条の38第2項 の規定により、納税管理人不要認定に 第62条第2項、第80条第2項、第95条第2項 ついて申請します。 なお、認定された場合は下記のことを遵守します。 <div style="text-align: center;">記</div> 1 税の全額納期限内納付(入)を行います。 2 認定の取消しを受けた場合は、直ちに納税管理人を定めます。				

注

- 1 この申請書は、納税義務者又は特別徴収義務者が県内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないとき又は有しなくなったときで、納税管理人を定めないこととしたい場合に提出すること。
- 2 認定された場合であっても、その取消しを受けた場合は、直ちに納税管理人を定めること。
 なお、この場合において、納税管理人は、必ず、納税義務者若しくは特別徴収義務者の課税地を管轄する県税事務所の管轄区域内において住所等を有する者であるか、又は当該管轄区域外に住所等を有する者のうち県税事務所長の承認を受けた者であること。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の15様式から別記第3号の6様式までを次のように改める。

別記第1号の15様式 (第13条関係)

県 税 減 免 申 請 書											
県税事務所長 様					年 月 日						
					住所 (所在地)						
					氏 名 (名称)						
					生年月日	年 月 日					
					個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>					
電話番号											
次のとおり減免を受けたいので地方税法第 条及び和歌山県税規則第12条の規定により申請します。											
減免を受けようとする徴収金	年 度	税 目	納 期 限	税 額	摘 要						
					納 税 通 知 書 番 号 第 号						
理 由											
証拠書類	別添のとおり										

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第1号の16様式(第13条関係)

和歌山県

領収証書

県税事務所コード

口座番号 00990-0-960115

加入者名 和歌山県会計管理者

住所又は所在地

氏名又は名称等

年度	税目	特別徴収義務者番号	区分	年 月 分			※処理事項		
				年	月	分			
税	額	01	千	百	十	千	百	十	円
延滞金	02								
過少申告加算金	03								
不申告加算金	04								
重加算金	05								
合計額	06								

納入(付)の目的

備考	額
納期限	年 月 日
課税県税事務所	県税事務所
上記のとおり領収しました。 (納税者保管)	
領収日	付 印

和歌山県

納入(付)書原符

県税事務所コード

口座番号 00990-0-960115

加入者名 和歌山県会計管理者

住所又は所在地

氏名又は名称等

年度	税目	特別徴収義務者番号	区分	年 月 分			※処理事項		
				年	月	分			
税	額	01	千	百	十	千	百	十	円
延滞金	02								
過少申告加算金	03								
不申告加算金	04								
重加算金	05								
合計額	06								

納入(付)の目的

備考	額
納期限	年 月 日
課税県税事務所	県税事務所
上記のとおり納入(付)します。 (金融機関保管)	
領収日	付 印

和歌山県

領収済通知書

県税事務所コード

口座番号 00990-0-960115

加入者名 和歌山県会計管理者

住所又は所在地

氏名又は名称等

年度	税目	特別徴収義務者番号	区分	年 月 分			※処理事項		
				年	月	分			
税	額	01	千	百	十	千	百	十	円
延滞金	02								
過少申告加算金	03								
不申告加算金	04								
重加算金	05								
合計額	06								

納入(付)の目的

備考	額
納期限	年 月 日
課税県税事務所	県税事務所
上記のとおり通知します。 (都道府県保管)	
領収日	付 印

178 ミリメートル

別記第1号の17様式 (第13条関係)

県税事務所

年度 一般会計
 県 税

県 収 納 済 通 知 書

年度 税 書
 1 現年課税分
 2 滞納繰越分

整理番号
 0 1

市 町 村

年 月 徴 収 分

清算区分	0: 清算分以外 1: 清算分		
税 額			円
延滞金額			円
合 計			円

上記の金額収納済につき通知します。

県税事務所
 出納員様

指定金融機関等領収印

県税事務所

年度 一般会計
 県 税

県 払 込 税 書

年度 税 書
 1 現年課税分
 2 滞納繰越分

整理番号
 0 1

市 町 村

年 月 徴 収 分

清算区分	0: 清算分以外 1: 清算分		
税 額			円
延滞金額			円
合 計			円

払込期間 月 10日限り
 納付の場所 和歌山県指定金融機関、和歌山県指定代理金融機関又は和歌山県収納代理金融機関若しくは県税事務所
 地方税法第42条第3項の規定により個人の県民税に係る徴収金を上記のとおり払い込みます。

年 月 日
 市 町 村 長

指定金融機関等領収印

県税事務所

年度 一般会計
 県 税

県 領 収 証 書

年度 税 書
 1 現年課税分
 2 滞納繰越分

整理番号
 0 1

市 町 村

年 月 徴 収 分

清算区分	0: 清算分以外 1: 清算分		
税 額			円
延滞金額			円
合 計			円

上記の金額領収しました。

指定金融機関等領収印

様

別記第1号の18様式 (第13条関係)

更正の請求書				
県税事務所長 様				年 月 日
		住所 (所在地)		
		氏名 (名称)		
		生年月日	年 月 日	
		個人番号又は法人番号		
		電話番号		
地方税法第20条の9の3第1項又は第2項の規定により、次のとおり更正の請求をします。				
年 度		税 目		
区 分	課 税 標 準	税 額	理 由	
更正前の額				
更正後の額				
事情の詳細その他参考となるべき事項				

注 「個人番号又は法人番号」欄には、請求者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第2号様式 (第13条関係)

年度		市 (町村) 長		第 年	月	日
個人の県民税の賦課状況報告書						
個人の市町村民税						
区	分	均等割	所得割	計	ア	均等割
普通徴収分	①	円	円	円	円	円
特別徴収分	②					
前年度課税分で本年度の収入となるべき分 (2/12箇月分)	③					
計	② + ③					
退職所得の分離課税に係る所得割額	⑤	—	A	—		B
合計	①+④+⑤					D
特別徴収分のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分 (2/12箇月分)	⑦					
滞納繰越となった分	⑧	—	—	—		
区	分	普通徴収分	特別徴収分	計	特定あん分率	
均等割のみ	⑨	人	人	人	$\frac{C-A}{D-B}$	
所得割のみ	⑩					
均等割と所得割の者	⑪					
計	⑨+⑩+⑪					
退職所得の分離課税の者	⑬					
滞納繰越となった者	⑭					
合計	⑫+⑬+⑭					
納税義務者数						

別記第2号の2様式 (第13条関係)

年度

第 年 月 日

県税事務所長 様

個人の県民税の賦課状況変更報告書

市 (町村) 長

和歌山県税条例第27条第2項の規定により、下記のとおり報告します。

区分	当初(前回)報告書		変更により増減した額		差引現在額 ア+イ	
	均等割	ア 円	均等割	イ 円		
普通徴収分						
①a						
②a						
③a						
④a						
計 ②a + ③a						
⑤a						
⑥a						
合計 ①a+④a+⑤a					A	
特別徴収のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分(2/12箇月分)						
⑦a						
⑧a						
普通徴収分						
①b						
②b						
③b						
④b						
計 ②b+ ③b						
⑤b						
⑥b						
合計 ①b+④b+⑤b						
特別徴収のうち本年度課税分で翌年度の収入となるべき分(2/12箇月分)						
⑦b						
⑧b						
⑥a+⑥b					B	
⑧a+⑧b						
合計						
区	普通徴収	特別徴収	普通徴収	特別徴収	差引現在数 エ+オ	確定あん分率 A B
均等割のみの方	人	人	人	人	人	
所得割のみの方						
均等割と所得割の方						
計 ⑨+⑩+⑪						
退職所得の分離課税の方						
滞納繰越となった方						

別記第2号の2の様式 (第13条関係)

個人の県民税の徴収状況報告書

第 年 月 日

県税事務所長 様

和歌山県税条例第27条第3項及び第5項の規定により、 年度の個人の県民税について 年 月 (町村) 長の 月の徴収状況を下記のとおり報告します。

区分	現年課税分			滞納繰越分			合計
	税額	加算延滞金額	小計	税額	加算延滞金額	小計	
県民税及び市町村民税に係る徴収金	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
① 本月分	()	()	()	()	()	()	()
② 累計	()	()	()	()	()	()	()
③ あん分率	年 月 日現在						
払い込むべき県民税に係る徴収金額	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
④ 本月分	()	()	()	()	()	()	()
⑤ 累計	()	()	()	()	()	()	()
既に払い込んだ県民税に係る徴収金額	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()	円 ()
⑥ 本月分	()	()	()	()	()	()	()
⑦ 累計	()	()	()	()	()	()	()
⑧ ⑤-⑦ 払込み過不足額							
県民税の払込み清算欄	年 月 日現在確定あん分率						
⑤ 払い込むべき県民税に係る徴収金額							
翌年度払込額 (⑤-決算日までの払込額)							

別記第2号の3様式 (第13条関係)

区 分		調査額						徴収額						第 年	月	日
		3月31日現在		5月31日までの増減		合計		3月31日現在		5月31日までの増減		合計				
現年課税分 (確定あん分率)	滞納繰越分 (確定あん分率)	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	
		市町村民税	市町村民税	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—	円	—
県民税	県民税	—		—		—		—		—		—		—		
計	計	—		—		—		—		—		—		—		
市町村民税	市町村民税	—		—		—		—		—		—		—		
県民税	県民税	—		—		—		—		—		—		—		
計	計	—		—		—		—		—		—		—		
合計	合計	—		—		—		—		—		—		—		

個人の県民税の滞納状況報告書

県税事務所長 様

市 (町村) 長

和歌山県税条例第27条第4項及び第5項の規定により、 年5月31日現在における個人の県民税の滞納状況を下記のとおりに報告します。

区分	不納欠損額		滞納額		滞納額の内訳							
	件数	税額	件数	税額	徴収猶予額		換価の猶予額		滞納処分の執行停止額		その他	
現年課税分	市町村民税	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額
	市町村民税	—	円	—		—	円	—		—	円	—
県民税	—		—		—		—		—		—	
計	—		—		—		—		—		—	
市町村民税	—		—		—		—		—		—	
県民税	—		—		—		—		—		—	
計	—		—		—		—		—		—	
市町村民税	—		—		—		—		—		—	
県民税	—		—		—		—		—		—	
計	—		—		—		—		—		—	
合計	—		—		—		—		—		—	

別記第2号の4様式 (第13条関係)

個人の県民税の徴収取扱費計算書

第 号
年 月 日

県税事務所長 様

市 (町村) 長

和歌山県税条例第30条第2項の規定により 年度の徴収取扱費の額を下記のとおり
算定したので送付します。

記

算 定 の 基 礎			算 定 額
納 税 義 務 者 数	円×	人	円
過誤納金の還付 (充当) 金額 (歳出によるもの)	県民税及び市町 村民税の還付 (充当) 金額	円	円
	あ ん 分 率		
	人 員	人	
還 付 加 算 金 額	県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 の 還 付 加 算 金 額	円	円
	あ ん 分 率		
	人 員	人	
納期前の納付に対する報奨金額	県 民 税 及 び 市 町 村 民 税 の 報 奨 金 額	円	円
	あ ん 分 率		
	人 員	人	
配当割額又は株式等譲渡所得割 額の控除に伴う還付 (充当) 金額	県民税の所得割額 からの控除に伴う 還付 (充当) 金額	円	円
	人 員	人	
合 計 ①			円
既交付済額 ② (和歌山県税条例第30条第5項の規定により、交付すべき額に加算され、 又は減額された額を除く。)			円
要交付額 (①-②)			円

別記第2号の4の2様式 (第13条関係)

個人の県民税の徴収取扱費の錯誤に係る報告書

号 日
第 年 月

県税事務所長 様

市 (町村) 長

個人の県民税の徴収取扱費計算書に錯誤があったことから、和歌山県税条例第30条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

算定に錯誤があった 年度の徴収取扱費の額

記

納 税 義 務 者 数	既報告額		正しい算定に基づく報告額		差引 (b-a)
	算定の基礎 円×	人	算定の基礎 円×	人	
過誤納金の還付 (充 当) 金 額 (歳 出 に よ る も の)	県民税及び市町村民税の還付 (充 当) 金 額 あん分率 人員	円 人	県民税及び市町村民税の還付 (充 当) 金 額 あん分率 人員	円 人	円 円
還 付 加 算 金 額	県民税及び市町村民税の還付加算金額 あん分率 人員	円 人	県民税及び市町村民税の還付加算金額 あん分率 人員	円 人	円 円
納期前の納付に対する報奨金額	県民税及び市町村民税の報奨金額 あん分率 人員	円 人	県民税及び市町村民税の報奨金額 あん分率 人員	円 人	円 円
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に伴う還付 (充 当) 金 額	県民税の所得割額からの控除に伴う還付 (充 当) 金 額 人員	円 人	県民税の所得割額からの控除に伴う還付 (充 当) 金 額 人員	円 人	円 円
合 計 ①		円		円	円
既交付済額 ②					
(和歌山県税条例第30条第5項の規定により、交付すべき額に加算され、又は減額された額を除く。)					
要交付額 ③		円		円	円

別記第2号の5様式 (第13条関係)

法人の県民税の課税免除申請書	
年 月 日 和歌山県知事 様	所在地
	フリガナ 法人名
	代表者
	電 話
和歌山県税条例第36条第2項の規定により申請します。	
免 除 を 受 け よ う と	
法人設立の根拠法	1 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 2 その他 ()

注 この申請書には、免除を受けようとする理由を証明するに足りる書類を添付してください。

別記第2号の6様式 (第13条関係)

営業所等設置・廃止・変更届出書										
県税事務所長 様								年 月 日		
				所在地						
				フリガナ						
				法人名						
				法人番号						
				電話番号						
設置した 地方税法第24条第8項に規定する営業所等について 廃止したので、和歌山県税 変更を生じた 条例 第36条の7第1項 の規定により、次のとおり届け出ます。 第36条の7第2項										
届 出 事 由				1 新設 2 異動 3 廃止						
				4 利子等の種別の変更						
新 設 等 年 月 日				年 月 日						
異 動 事 項				1 法人名 2 特別徴収義務者番号						
				3 店舗名等 4 所在地						
				5 取扱利子の種類等 6 納入方法						
				7 その他 ()						
営 業 所 等		所 在 地		(TEL)						
		(フリガナ) 店 舗 名								
		特 別 徴 収 義 務 者 番 号		—		—				
利 子 等 に 係 る 納 入 方 法	1 上記の店舗から納入する利子等の種別		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		11 12 13 14 15 16 17 18 19					
	2 1以外の店舗から一括納入する利子等の種別		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10		11 12 13 14 15 16 17 18 19					
	3 2により一括納入する場合の営業所等		所 在 地		(TEL)					
			(フリガナ) 店 舗 名							
		特 別 徴 収 義 務 者 番 号		—		—				
備 考										
注意：「利子等に係る納入方法」欄の利子等の種別については、次により選択し、該当する番号を○で囲むこと。 1 特定公社債以外の公社債の利子 8 国外一般公社債等の利子 13 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 2 銀行預金利子 9 財形貯蓄契約に係る生命保険等の差益 14 定期積金 3 銀行以外の金融機関の預金利子 10 私募公社債等運用投資信託の収益の分配 15 掛金の給付補てん金 4 勤務先預金等の利子 11 特定目的信託の社債的受益証券の収益の分配 16 抵当証券の利息 5 合同運用信託の収益の分配 12 国外私募公社債等運用投資信託等の収益の分配 17 貴金属等の売戻し条件付売買の利益 6 公社債投資信託のうち公募公社債投資信託以外の収益の分配 18 外貨建預貯金等の為替差益 7 郵便貯金利子 19 一時払養老保険・一時払損害保険等の差益										

注

- 1 「法人番号」欄には、届出者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 2 特別徴収義務者番号については、全銀協コードがあれば、下7桁に記入すること（なければ記入不要）。

別記第3号様式(第13条関係)

納税者番号

個人の事業 開始・変更・廃止 申告書

和歌山県

年 月 日

_____ 県税事務局長 様



住 所

氏 名

生年月日

年

月

日

個人番号

電話番号

和歌山県税条例第42条の4の規定に基づき、事業の 開始・変更・廃止 を行いましたので、次のとおり申告します。

事務所(事業所)の名称(屋号)	主たる事務所等		
	従たる事務所等		
事務所(事業所)の所在地	主たる事務所等		
	従たる事務所等		
事業の種類	主たる事務所等		
	従たる事務所等		
<input type="checkbox"/> 開始・ <input type="checkbox"/> 変更・ <input type="checkbox"/> 廃止 年月日		年 月 日	
変更した事項 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 事務所(事業所)の所在地 <input type="checkbox"/> 事務所(事業所)の名称(屋号) <input type="checkbox"/> 事業の種類 <input type="checkbox"/> その他()	変更前		
	変更後		
廃止の事由	<input type="checkbox"/> 法人設立	所在地	
		法人名称	
		設立(予定)年月日	年 月 日
	<input type="checkbox"/> 事業承継	承継者氏名	
<input type="checkbox"/> その他			
備考			

注

- 「個人番号」欄には、申告者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載すること。
- この申告をした事項に異動を生じた場合、事業を廃止した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その事実が発生した日から10日以内にその旨を申告すること。

別記第3号の様式 (第13条関係)

法人の事業開始申告書						※ 登録 区分
年 月 日						
県税事務所長 様	本店等					
	所在地	※住所コード			※郵便番号	
	フリガナ					
	法人名					
		※組織コード	—			
	法人番号					
	代表者					
電話番号						
和歌山県税条例第42条の2第1項の規定により、次のとおり申告します。						
設立(登記)年月日	年 月 日		主 た る 営 業 種 目			
資本(出資)金額						
事業年度	自 . . . 至 . . .	自 . . . 至 . . .				
事業所等の所在する 都道府県数 (本県を含む。)	※状態	対象税目	主 た る 営 業 種 目			
	法人種別	分割区分				
	課税区分	主要法人				
申告書の提出期限 の延長の承認等	事業税	. . . の事業年度 . . . から 月間	県民税	. . . の事業年度 . . . から 月間		
従たる事務所又は事 業所(支店・営業所・ 出張所・工場等)	名 称					
	所 在 地	※住所コード			電話 ()	
	設置年月 日	年 月 日	登記年月日	年 月 日		
備 考						

注

- 1 この申告書は、和歌山県税事務所に提出すること。
- 2 既に本県内に事務所等の所在する法人が、更に本県内に事務所等を設置した場合には、提出を要しないこと。
- 3 「法人番号」欄には、申告者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 「従たる事務所又は事業所」の欄は他の都道府県に本店が所在する法人で本県内に事務所等を設置した場合にのみ記載すること。
- 5 ※印の欄は、記載を要しないこと。
- 6 この申告書に次の書類を添付すること。
 - ア 登記事項証明書 1通
 - イ 定款の写し 1通

別記第3号の3様式 (第13条関係)

(その1)

法人の事業変更等申告書			
県税事務所長 様		年 月 日	
		本店等所在地	
		フリガナ	
		法人名	
		法人番号
		代表者	
		電話番号	
次のとおり変更したので、和歌山県税条例第42条の2第2項の規定により、申告します。			
変更した事項	変更後	変更前	登記 (変更) 年 月 日
			. . (. .)
事務所又は事業所 (本店、支店、営業所、出張所、工場等) の設置及び廃止	名 称	所 在 地	設置 廃止 年 月 日
			. .
			. .
			. .
解 散 (合併解散を除く。)	清算人の 住所氏名		登記 (解散) 年 月 日
		(電話)	. . (. .)
合 併	被合併法人の 所在地・名称		登記 (合併) 年 月 日
			. . (. .)
申告書の提出期限の 延長	事業税	. . の事業年度 . . から 月間	県民税 . . の事業年度 . . から 月間
備 考			

注

- 1 登記事項については、登記事項証明書又はその写しを添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、申告者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

別記第3号の様式 (第13条関係)

(その2)

法人の事業変更等 (連結納税承認) 申告書										
								年	月	日
県税事務所長 様	本店等所在地									
	フリガナ									
	法人名									
	法人番号	
	代表者									
	電話番号									
	申告書提出法人	<input type="checkbox"/> 連結親法人	<input type="checkbox"/> 連結子法人	<input type="checkbox"/> 時価評価法人である						
次のとおり変更 (地方税法第72条の13の規定による事業年度等の変更を含む。) したので、和歌山県税条例第42条の2第2項の規定により、申告します。										
1 連結納税承認等に伴う事業年度等の事項										
①承認等の区分・事由 (該当する箇所に○をすること。)	② ①の事実が発生した日	①承認等の区分・事由 (該当する箇所に○をすること。)	② ①の事実が発生した日							
ア 連結納税の承認を受けた	年 月 日	キ <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人が合併解散した	年 月 日							
イ 連結納税を開始した	年 月 日	ク 分割型分割法人となった	年 月 日							
ウ 連結納税に加入した	年 月 日	ケ 完全支配関係を有することになった	年 月 日							
エ 連結納税から離脱した	年 月 日	コ 連結納税承認の取消処分を受けた	年 月 日							
オ 申請が却下された	年 月 日	サ 連結納税の取りやめの承認を受けた	年 月 日							
カ <input type="checkbox"/> 親法人 <input type="checkbox"/> 子法人が解散した	年 月 日	シ その他 (承認申請中等)	年 月 日							
③連結親法人の事業年度 (いずれか1つに記入してください。)	I 設立事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日	関 与 税 理 士 名 電 話 ()						
	II 設立翌事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日							
	III 最初連結事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日							
	IV 連結事業年度	自 年 月 日	至 年 月 日							
④みなし事業年度	I 連結親法人	<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日						
		<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日						
	II 連結子法人	<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日						
		<input type="checkbox"/> 連結 <input type="checkbox"/> 単体	自 年 月 日	至 年 月 日						
2 連結親法人に関する事項 (この申告書を提出する法人が連結子法人の場合に記入してください。)										
フリガナ			本店所在地							
法人名			決算期	月 日決算	設 立	年 月 日				
和歌山県内における主たる事務所等所在地							<input type="checkbox"/> 事務所なし			
備考										

注

- 1 「法人番号」欄には、申告者の法人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。
- 2 登記事項証明書又はその写しを添付すること。

別記第3号の4様式 (第13条関係)

租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の県民税・事業税の徴収猶予に係る担保提供書

		年 月 日
県税事務所長 様	本店所在地	
	和歌山県内の主たる事務所等所在地	
	フリガナ	
	法人名	
	法人番号
	代表者氏名	(印)
	電話番号	

地方税法 第55条の2 第72条の39の2 の規定により、次のとおり担保を提供します。

担保される徴収金	事業年度	税目	納期限	税額	備考
				円	

担保される金額 円

提供する担保財産

担保財産の表示	所 有 者	住所 (所在地)	
		氏名 (名称及び代表者氏名)	
内 容		所 在 地	
		名 称	
		性 質	
		数 量	
価 格			円

添付書類

供託書正本	通	登記済証	通
登録済通知書	通	保証証書	通
登録済証	通	印鑑証明書	通

備考

注 「法人番号」欄には、担保の提供をする者（納税義務者に限る。）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

別記第3号の5様式 (第13条関係)

租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の県民税・事業税の徴収猶予に係る担保提供書					
					年 月 日
県税事務所長 様		本店所在地			
		和歌山県内の主たる事務所等所在地			
		フリガナ			
		法人名			
		法人番号	●	●	●
		代表者氏名	印		
		電話番号			
地方税法 第55条の4 第72条の39の4 の規定により、次のとおり担保を提供します。					
担保される徴収金	事業年度	税目	納期限	税額	備考
				円	
担保される金額		円			
提供する担保財産					
担保財産の表示	所有者	住所 (所在地)			
		氏名 (名称及び代表者氏名)			
	内容	所在地			
		名称			
		性質			
数量					
価格		円			
添付書類					
供託書正本			通	登記済証	通
登録済通知書			通	保証証書	通
登録済証			通	印鑑証明書	通
フリガナ					
連結親法人の法人名					
連結親法人の本店所在地					
備考					

注 「法人番号」欄には、担保の提供をする者（納税義務者に限る。）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

別記第3号の6様式 (第13条関係)

租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予に係る担保提供書

		年 月 日
県税事務所長 様	主たる事務所等所在地	
	フリガナ	
	氏名	㊟
	生年月日	年 月 日
	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□
	電話番号	

地方税法第72条の57の2の規定により、次のとおり担保を提供します。

担保される徴収金	年度	納期限	税額	備考
			円	

担保される金額 円

提供する担保財産

担保財産の表示	所有者	住所 (所在地)	
		氏名 (名称及び代表者氏名)	
	内容	所在地	
		名称	
		性質	
		数量	
	価 格		円

添付書類

供託書正本	通	登記済証	通
登録済通知書	通	保証証書	通
登録済証	通	印鑑証明書	通

備考

注 「個人番号」欄には、担保の提供をする者（納税義務者に限る。）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載すること。

別記第3号の6様式の次に次の1様式を加える。

別記第3号の7様式 (第13条関係)

(表面)

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書 (取りやめの届出書)	
年 月 日	
県税事務所長 様	本店等所在地
	フリガナ
	法人名
	法人番号
	代表者
	電話番号

地方税法第53条第50項前段及び第72条の32の2第1項前段に規定する場合に該当することとなったので、eLTAXによる申告が困難である場合の特例を申請します。

申請内容	特例の適用を受けることが必要となった理由	
	特例の指定を受けようとする期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難である事情が生じた日	年 月 日

添付資料	<input type="checkbox"/> 電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難であることを明らかにする書類
------	---

地方税法第53条第57項及び第72条の32の2第8項の規定により、eLTAXによる申告が困難である場合の特例の適用をやめますので届け出ます。

申請内容	特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日	年 月 日
	特例の適用を受けることをやめようとする理由	

その他参考となるべき事項	
--------------	--

税理士氏名		電話番号	
-------	--	------	--

裏面の注意事項をお読みください。

(裏面)

注 意

- 1 この申請書及び届出書は、次の場合に使用してください。
 - ア 電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織(以下「eLTAX」といいます。)を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、書面により中間(予定)申告書、仮決算の中間申告書、確定申告書若しくは確定申告書に係る期限後申告書又はこれらの申告書に係る修正申告書(以下「納税申告書」といいます。)の提出をすることができると認められるときに、地方税法(以下「法」といいます。)第53条第50項前段及び第72条の32の2第1項前段の規定により、書面により納税申告書及び納税申告書に添付すべきものとされている書類を提出すること(以下「特例」といいます。)についての承認を受けようとする場合
 - イ 特例の適用を受けることをやめることについて届け出る場合
- 2 この様式を「eLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請書」として使用する場合には、特例の指定を受けようとする期間の開始の日の15日前までに、添付書類を添えて、1通提出してください。

なお、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日が、納税申告書の提出期限の15日前の日以後であり、当該提出期限が特例の指定を受けようとする期間内の日であるときは、その指定を受けようとする期間の開始の日が提出期限となります。
- 3 特例の適用をやめようとするときは、「eLTAXによる申告が困難である場合の特例の取りやめの届出書」として、1通提出してください。
- 4 各欄は、次により記載してください。
 - ア 「特例の適用を受けることが必要となった理由」欄には、eLTAXを使用することが困難となった電気通信回線の故障又は災害等の事情をできるだけ詳細に記載してください。
 - イ 「特例の指定を受けようとする期間」欄には、書面で納税申告書を提出する期間を記載してください。
 - ウ 「電気通信回線の故障、災害その他の理由によりeLTAXを使用することが困難である事情が生じた日」欄には、特例の適用を受けることが必要となった理由が生じた日を記載してください。
 - エ 「添付書類」欄は、上記アの事情を明らかにする書類を添付した上で、□にレ印を付してください。
 - オ 「特例の承認を受けた日又はその承認があったものとみなされた日」欄には、法第53条第53項及び第72条の32の2第4項の規定に基づき書面により通知された特例の承認を受けた日又は法第53条第54項及び第72条の32の2第5項の規定により特例の承認があったものとみなされた日を記載してください。
 - カ 「特例の適用を受けることをやめようとする理由」欄には、特例の適用を受けることをやめようとする理由を具体的に記載してください。

別記第4号様式から別記第5号の2様式までを次のように改める。

別記第4号様式 (第13条関係)

不動産取得税申告書

整理番号

県税事務局長 様

年 月 日

※共有の場合は、全員の住所及び氏名を記載するとともに、各人の持分を氏名の後に括弧書きで記入してください。

住所 (所在地)
ふりがな
氏名 (名称)
生年月日
電話番号

個人番号又は法人番号

個人番号又は法人番号入力欄

和歌山県税条例 (以下「条例」という。) 第42条の19の規定により、次のとおり申告します。

Table with columns: 区分, 所在又は所在地, 地番又は家屋番号, 取得原因, 取得年月日, 地目又は構造, 用途又は種類, 地積又は床面積, 登記年月日又は新築年月日, 前所有者又は工事施工者の住所 (所在地) 及び氏名 (名称). Includes rows for 土地 and 家屋, and a summary row for existing residences.

備考

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載し、法人の場合は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載してください。
2 「取得原因」、「地目又は構造」及び「用途又は種類」の欄は、該当する箇所を○で囲んでください。また、「その他」の場合は、括弧内にその内容を記入してください。
3 住宅部分がある家屋は、住宅部分の面積を「地積又は床面積」の欄に記入してください。

別記第4号の様式(第13条関係)

被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額申請書						
県税事務所長 様					年 月 日	
		住 所 (所在地)				
		氏 名 (名 称)				
		生年月日	年 月 日			
		個人番号又は法人番号				
		電話番号				
地方税法第73条の27の3第1項の規定により、被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額を申請します。						
代替取得不動産の表示	不 動 産 の 種 類	家 屋	所 在 地			
			家 屋 番 号			
			種類、構造 床 面 積			
	土 地	所 在 地、 地 番				
地目、地積						
納 税 通 知 書 番 号			課税標準額	円	税 額	円
減額通知書 番 号 ※			固定資産課 税台帳登録 価格	円	減額を受 けようと する税額	円
代替不動産 の取得年月 日	年 月 日		被収用又は 譲渡年月日	年 月 日		
備 考						

注

- 1 この申請書は、不動産取得税の申告書と同時に又は不動産を収用され若しくは譲渡したときに提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印欄は、記入を要しないこと。
- 4 この申請書に不動産を収用され、又は譲渡した不動産の代替取得不動産であることを証明する書類1部を添付すること。
- 5 収用され、又は譲渡した不動産の固定資産課税台帳登録価格の証明書1部を添付すること。

別記第4号の2の2様式 (第13条関係)

住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書							
年 月 日							
県税事務所長 様		住 所 (所在地)					
		氏 名 (名 称)					
		生年月日		年 月 日			
		個人番号又は法人番号					
		電話番号					
第1項 次のとおり、和歌山県税条例 第42条の24 第2項 の規定による不動産取得税の 減額 第3項 還付 を申請します。 第42条の27 第2項							
税額等		納 税 番 号		税 額			
				円			
		納 期 限		納 付 日			
		年 月 日		年 月 日			
取 得 不 動 産	土 地	所 在 地		地 番			
		取 得 原 因		取 得 年 月 日		登 記 簿 受 付 日	
		売買・その他 ()		年 月 日		年 月 日	
	家 屋	家 屋 番 号		種 別		床 面 積	
				専用住宅・併用住宅・付属家屋		m ²	
		申 請 事 由		取 得 年 月 日		新 築 年 月 日	
		新築・新築未使用・既存		年 月 日		年 月 日	
還 付 先 金 融 機 関	銀 行		本 店 ・ 支 店		普 通 (総 合) ・ 当 座		
	口座番号 No.		(フリガナ) 名 義 人				
※ 減 額 ・ 還 付 額	和歌山県 税条例第 42条の24		$1 \quad 1,500,000 \times \frac{3}{100} = 45,000 \text{円}$				
			$2 \quad \text{土地}1\text{m}^2\text{当} \quad () \times \left\{ \text{住宅の} \quad () \times 2 \right\} \times \frac{3}{100} = \quad \text{円}$				
			200m ² を限度				
減額・還付する額							

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 ※印欄は、記入しないこと。
- 3 口座振替を請求される場合の口座は、あなたの名義のものに限ること。
- 4 この申請書に次の書類を添付すること。
 - ア 住宅の登記事項証明書
 - イ 土地の取得者と住宅の取得者が異なる場合は、土地の登記事項証明書
 - ウ 耐震基準適合既存住宅を購入した場合は、和歌山県税条例第42条の15第7項に掲げる書類
 - エ その他県税事務所長が必要と認める書類

別記第4号の2の3様式 (第13条関係)

耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額・還付申請書						
					年 月 日	
県税事務所長 様						
		住所 (所在地)				
		氏名 (名称)				
		生年月日	年 月 日			
		個人番号又は法人番号				
		電話番号				
和歌山県税条例 第42条の27の2第1項 第42条の27の2第3項 の規定により、次のとおり不動産取得税の減額還付を申請します。						
税額等	納税番号	税額	納期限	納付日		
		円	年 月 日	年 月 日		
取得不動産	家屋	所在地		家屋番号	構造	
		床面積		取得原因	取得年月日	
		m ²		売買・その他 ()	年 月 日	
		新築年月日		耐震改修の完成年月日	居住の用に供する年月日	
		年 月 日		年 月 日	年 月 日	
還付先金融機関	銀行		本店・支店	普通 (総合) ・当座		
	口座番号	No.	(フリガナ) 名 義 人			
※減額・還付する額						

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載し、法人の場合には法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 ※印欄は、記入を要しないこと。
- 3 口座振替を請求される場合の口座は、あなたの名義のものに限ること。
- 4 この申請書に次の書類を添付すること。
 - ア 耐震基準に適合することを証するに足る書類
 - イ 住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足る書類

別記第4号の3様式 (第13条関係)

譲渡担保財産に係る不動産取得税還付申請書														
				年 月 日										
県税事務所長 様		住所 (所在地)												
		氏名 (名称)												
		生年月日	年 月 日											
		個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>											
電話番号														
地方税法第73条の27の4第4項及び和歌山県税条例第42条の27の3第6項の規定により、譲渡担保財産に係る不動産取得税の還付を申請します。														
譲渡担保財産 設定者		住所 氏名												
譲渡担保財産設定年月日		年 月 日												
譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保を移転した年月日		年 月 日												
譲渡担保財産の 表示 種類	不動産の種類	家屋所在地												
		家屋番号 地番												
		床面積 積												
		種類 目												
還付を受けようとする徴収金額		円	納税通知書番号											
納付年月日		年 月 日												
備考														

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 「不動産の種類」欄の該当文字を○で囲むこと。
- 3 この申請書に譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。
- 4 譲渡担保財産により担保される債権の消滅を証する書類を添付すること。

別記第4号の4様式 (第13条関係)

不動産取得税の区分所有に係る補正申出書

年 月 日

県税事務所長 様

申出人 (区分所有者)

住所	氏 名
	電話番号
住所	氏 名
	電話番号
住所	氏 名
	電話番号
住所	氏 名
	電話番号
住所	氏 名
	電話番号

和歌山県税条例第42条の23の2の規定により、区分所有者の全員が協議して定めた区分所有の補正の方法及び当該補正の方法により得た割合を下記のとおり申し出ます。

記

区分所有する建物の表示	所在地			
	種類	構造	用途	床面積
区分所有の明細	住 所	氏 名	床 面 積	補 正 の 方 法 に よ り 得 た 割 合
				0.
				0.
				0.
				0.
計				
補正の方法				

注 この申出書は、不動産取得税の申告書を提出する際併せて提出すること。

備考 この申出書は、地方税法施行規則第7条の3第4項又は第7条の3の2第4項若しくは第5項の規定による申出について使用する。

別記第4号の5様式 (第13条関係)

受付印

不動産取得税の家屋に含まれている附帯設備等に係る価額の申出書

地方税法第73条の2第7項の規定により、不動産取得税の課税の基礎となった価額のうち附帯設備に属する部分の価額を申し出ます。

年 月 日

申出人住所
氏名又は名称
電話番号

県税事務所長 様

課税された 家屋の明細	所在地			
	種類	構造	用途	床面積
				m ²
	年度		課税標準額	円
	納税通知書 番号		税額	円
	納税の済否	済 ・ 否	減額されるべき額	円
申出価額	主体構造部に属する部分の価額			円
	A 附帯設備に属する部分 () の価額			円
	B 附帯設備に属する部分 () の価額			円
	C 附帯設備に属する部分 () の価額			円
備考				

上記について申出者と協議の上承諾しました。

年 月 日

附帯設備に属する 住 所
部分の取得者 A 氏名又は名称
(代表者)
電話番号

B

C

注

- この申出書は、家屋の取得について主体構造部の取得者以外の者が取り付けた附帯設備に属する部分をも併せて取得したものとみなされて不動産取得税の課税を受けた者が附帯設備に属する部分の取得者と協議の上提出してください。
- この申出書は、納税通知書の交付を受けた日から30日以内に提出してください。
- 「申出価額」欄の()内には、附帯設備名(例えば電気、ガス、給水、排水、衛生設備等)を記載してください。

別記第4号の6様式 (第13条関係)



贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予申請書

県税事務所長 様	年 月 日
申 請 者	住 所
	氏 名
	生年月日 年 月 日
	個人番号
	電話番号

和歌山県税条例附則第8項の規定により、贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取得した場合における不動産取得税の徴収の猶予を申請します。

前 所 有 者 (贈与者)	住 所	
	氏 名	
贈与を受けた農地、採草放牧地及び準農地の明細	所 在 地	番地
	地 目 及 び 積 地	農 地 採草放牧地 準 農 地
	贈与を受けた年月日	年 月 日
徴収猶予を受けようとする税額	納税通知書番 号	年度 第 号
	課税標準額	円
	税 額	円
備 考	(贈与者と受贈者の関係等)	

注

- 1 この申請書は、当該農地、採草放牧地及び準農地の取得の日の属する年の翌年3月15日 (当該取得に係る不動産取得税について既に納税通知書が交付されているときは、当該納税通知書に記載された納期限) までに提出すること。
- 2 「個人番号」欄には、申請者の個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載すること。

別記第4号の様式 (第13条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予 期限の延長届出書		
県税事務所長 様		年 月 日	
届(受) 出贈 者者	住所		
	氏名		
	生年月日	年 月 日	
	個人番号		
	電話番号		
和歌山県税条例附則第9項の規定により、贈与により農地、採草放牧地及び準農地 を取得した場合における不動産取得税について、引き続き徴収猶予期限の延長を届け 出ます。			
農地等の贈与を受けた年月日		年 月 日	
農地等の贈与者	住所		
	氏名		
不 動 産 取 得 税 の 額	徴収猶予の適用を受けた税額 ①	円	
	①のうち、この届出書の提出までに猶予 期限が確定した税額 ②	円	
	この届出書の提出により引き続き徴 収猶予を受けようとする税額 ①-② ③	円	
徴収猶予の適用を受けた農地等については、年 月 日に推定 相続人 ④ に対して使用貸借による権利の設定をしたが、現在もその農 地等を推定相続人に引き続き使用させています。			

注

- 1 「個人番号」欄には、届出者(受贈者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載すること。
- 2 この届出書に次の書類を添付すること。
 - ア 農業経営を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書
 (上記④に該当する場合には、その推定相続人が農業経営を引き続き行っている旨及び届出者が推定相続人の営む農業に従事している旨の証明書)
 - イ この届出書を提出する前3年間に特例農地等の異動があった場合には、その明細書

別記第4号の8様式 (第13条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	贈与により農地等を取得した場合の不動産取得税の納税義務 免除届出書	
年 月 日		
県税事務所長 様		
届 出 者	住所	
	氏 名	
	生年月日	
	個人番号	
	電話番号	
和歌山県税条例附則第10項の規定により、贈与により農地、採草放牧地及び準農地を取 得した場合における納税義務の免除を受けたいので届け出ます。		
死亡した受贈者 又は贈与者の別 及び氏名等	住 所	
	氏 名 (者)	
	届出者との 続 柄	
	死亡年月日	
不 動 産 取 得 税 の 額	当初徴収猶予を受けた税額 ①	円
	①のうち、この届出書の提出までに農地 等の譲渡等をしたため、既に徴収猶予の 期限が確定した税額 ②	円
	この届出書により免除を受けようとする 税額 ①-② ③	円
備考		

注

- 1 この届出書は、次に該当する人が提出すること。
 - ア 贈与者が死亡した場合 受贈者
 - イ 受贈者が死亡した場合 贈与者又は当該受贈者の相続人(包括受遺者を含む。)
- 2 「個人番号」欄には、届出者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するた
めの番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載するこ
と。

別記第4号の様式 (第13条関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	不動産取得税に係る特例適用等申告 (申請) 書
---	-------------------------

県税事務所長 様	申告 (申請) 者	住 所 (所在地)									
		氏 名 (名 称)									
		生年月日	年 月 日								
		個人番号又 は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> <td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>								
		電話番号									

今回取得した次の不動産について、地方税法第 条の 第 項の規定の適用を受けたいので、申告 (申請) します。

住 宅	所 在 地			
	家 屋 番 号			
	構 造			
	延 床 面 積	m ²		
	取 得 年 月 日	年 月 日		
	取 得 の 原 因			
土 地	所在地 (地番)			
	地 目			
	地 積	m ²		
	取 得 年 月 日	年 月 日		
	取 得 の 原 因			
	住宅の取得 (予定) 年月日	年 月 日		
	住宅の延床面積	m ²		
還 付 先 金 融 機 関		銀行	本店・支店	普通 (総合) ・当座
	口座番号	No.	(フリガナ) 名義人	

- 注
- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申告 (申請) 者が個人の場合は個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載し、法人の場合は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
 - 2 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用するもので、あなた名義の口座を記入すること。
 - 3 地方税法その他の法令に添付書類が定められている場合には、当該書類を添付すること。

別記第4号の10様式 (第13条関係)

県たばこ税納期限延長申請書	
年 月 日	
和歌山県知事 様	
	住所 (所在地)
	氏名 (名称)
	生年月日 年 月 日
	個人番号又は法人番号
	電話番号
和歌山県税条例第42条の35の6の規定により、次のとおり県たばこ税の納期限の延長を申請します。	
納期限の延長を受けようとする徴収金	税 額 円
	月 分 年 月分
	法定納期限 年 月 日
納期限の延長を受けようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
納期限の延長を受けようとする理由	
提供する担保の種類及び価格	

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 この申請書には、納期限の延長を必要とする理由を証明するに足りる書類（売掛金明細書等）を添付すること。

別記第5号様式(第13条関係)

ゴルフ場利用税特別徴収義務者新規(変更・抹消)登録申請書						
県税事務所長 様				年 月 日		
特別徴収義務者	住所(所在地)					
	氏名(名称)					
	生年月日		年 月 日			
	個人番号又は法人番号					
	電話番号					
和歌山県税条例第42条の44の規定により、次のとおり新規(変更・抹消)登録を申請します。						
ゴルフ場の名称						
ゴルフ場の所在地		〒 電話番号				
ゴルフ場の所有者の住所、氏名又は名称			特別徴収義務者との関係			
経営開始年月日			経営期間又は借受期間			
ゴルフ場の概要			ホールの数		H	
利 用 料 金				その他の課税対象料 金	課税対象以外の料 金	備 考
グリーンフィー	平日	土曜日	日・祭日			
ビジター	円	円	円	円	円	
メンバー						
変 更 事 項						

注

- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 変更登録の場合は、各事項を記入するほか、変更のあった事項及び変更を生じた年月日を変更事項欄に記入すること。
- 経営を譲り受けたときは、その譲渡人の署名を受けた上、提出すること。
- 法人の場合は、登記事項証明書を添付すること。

別記第5号の様式 (第13条関係)

(表面)

<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin-right: 10px;"></div> <div style="text-align: center;"> <p>受付印</p> </div> </div>		年 月分ゴルフ場利用税納入申告書					
県税事務所長 様		特 義 務 徴 収 者	住 所 (所 在 地)				
			氏 名 (名 称)				
			生 年 月 日	年 月 日			
			個人番号又 は法人番号				
		ゴ ル フ 場	名 称		登録番号	第 号	
所 在 地							
次のとおり申告します。							
申 告 納 入 税 額		金 円					
期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
料 金 区 分	利用人員 ①	税 率 ②	税 額 ①×②				
円	人	円	円				
計							
納入 (予定) 年月日		年 月 日					
備 考							
通 信 日付印	年 月 日	精 査		台 帳			

(裏面)

年 月ゴルフ場利用税納入申告日別内訳表

区分 日別	料 金 別 利 用 人 員							税 額	業 務 利 用 人 員	非課税利用人員					備 考
	円	円	円	円	円	円	計			円	人	18歳 未満	70歳 以上	障害 者	
1	人	人	人	人	人	人	人	円	人	人	人	人	人	人	
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
計															

注 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第5号の様式を次のように改める。

別記第5号の4様式 (第13条関係)

ゴルフ場利用税の税率軽減承認申請書							
県税事務所長 様						年 月 日	
申 請 者	住 所 (所在地)						
	氏 名 (名 称)						
	生年月日		年 月 日				
	個人番号又 は法人番号						
	代表者氏名						
	電話番号						
<p style="text-align: center;">下記のゴルフ場の利用について、和歌山県税規則第7条の3第1項の規定により、税率軽減を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>							
ゴルフ場の 所在地						等級	級
ゴルフ場の 名称						税額	円
軽減料金等	種 別						
	曜 日 等	通常の利用料金 (円)		軽減料金 (円)		軽減率 (%)	
		会 員	非 会 員	会 員	非 会 員	会 員	非 会 員
	平 日						
	土 曜 日						
	日曜・祝日						
軽減期間	年 月 日から		年 月 日まで				
備 考							

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 軽減料金等の種別の欄には、早朝利用、税率軽減の対象となる競技会等具体的な利用内容を記入すること。
- 3 備考の欄には、早朝利用等の場合は利用させる方法等を、税率軽減の対象となる競技会の利用の場合は競技会名、利用人数等を記入すること。

別記第7号様式から別記第7号の8様式までを次のように改める。

別記第7号様式 (第13条関係)

(表面)

自動車税 (環境性能割) 修正申告書 年 月 日 和歌山県知事 様 地方税法第161条第2項及び和歌山県税条例第68条第2項の規定に基づき修正申告します。					受付印又は納税済印	登録番号 (車両番号又は標識番号)		
納税義務者	住所 (所在)					納付書番号 第 号	納	修正環境性能割額 A
	氏名 (名称)				付		既に納付の確定した環境性能割額 B	円
	生年月日	年 月 日	電話番号		税	増差税額 A-B	円	
所有者	住所 (所在)				修正課税標準額	円		
	氏名 (名称)							
使用者	住所 (所在)				備考			
	氏名 (名称)							
	定置場							
	申告の原因 (登録区分)	新規 (新車) ・新規 (中古車) ・移転発生・登録換入・変更の発生番号変更						
	取得の原因及び年月日	売買・交換・無償贈与・相続・その他 () 年 月 日						
用途区分	自家用・貨客兼用車・特種用途車 普通・観光・乗合・幌付・その他 ()			種別	軽自動車 四三	用途	乗貨客兼用物用	
車名		乗車定員	人 (人)		形状	箱型 トラック その他	車名	
最初の登録年	年 自家用 営業用	最大積載量	トン (トン)				型式及び年製	
型式		総排気量	リットル				原動機の型式	
車台番号		軸距 (ホイールベース)	. m				車台番号	
原動機型式		車の仕様					総排気量又は定格出力	リットル キロワット
形状							型式認定番号	
譲渡した者の住所・氏名								

(裏面)

注 意 事 項

- | | |
|--|---|
| <p>(1) 自動車を取得した者で、既に申告した自動車税(環境性能割)申告書の課税標準額又は税額について不足額があるときは、遅滞なく地方税法及び和歌山県税条例の規定により和歌山県税務課(分室)にこの申告書を提出すると同時に税金を納付してください。</p> <p>(2) 記載事項については、明確(楷書)に記入し、用紙は折らないで、当該自動車の諸元は、普通自動車にあつては太線枠欄の中央線より左に、軽自動車にあつては右に記入してください。</p> <p>(3) この申告書の記載事項について調査したところと異なる場合は、更正され、不足税額のほか各種加算金が課せられます。</p> <p>(4) 「申告の原因(登録区分)」、「取得の原因及び年月日」及び「用途区分」の各欄は、該当事項を○で囲んでください。また、「取得の原因及び年月日」及び「用途区分」の各欄で「その他」に該当する場合は、()内にその詳細を記入してください。</p> <p>(5) 特種用途車(8ナンバーの自動車)の場合は、「形状」欄に具体的(例えば消防車・タンクローリー・放送宣伝車等)に記入してください。</p> <p>(6) 「車の仕様」欄には、ドア数、S. Dの区分別等その他室内設備の特徴を記入してください。</p> | <p>(7) 偽りの申告その他不正の行為によって税額を免れた等の場合には、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます。</p> <p>(8) 軽自動車税の環境性能割の修正申告にこの申告書を用いる場合は、この様式中「自動車税(環境性能割)」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、「地方税法第161条第2項及び」とあるのは「地方税法第455条第2項及び同法附則第29条の11並びに」と読み替えるものとします。</p> |
|--|---|

別記第7号の様式 (第13条関係)

譲渡担保財産に係る徴収猶予申告書			
和歌山県知事 様		年 月 日	
		住 所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
		生年月日	年 月 日
		個人番号又は法人番号	
		電話番号	
地方税法第164条第2項及び和歌山県税条例第71条第2項の規定により、譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の徴収猶予を申告します。			
譲渡担保財産 設 定 者	住 所		
	氏 名		
譲渡担保財産設定年月日		年 月 日	
譲渡担保財産 (当該自動車) の取得年月日		年 月 日	
譲 渡 担 保 財 産 (当 該 自 動 車) の 表 示	登 録 番 号 (車 両 番 号 又 は 標 識 番 号)		
	車 名		
	型 式		
	車 台 番 号		
	種 別	普 軽	その他
課 税 標 準 額 (自 動 車 税 (環 境 性 能 割) 申 告 書 記 載 額)			円
税 額 (自 動 車 税 (環 境 性 能 割) 申 告 書 記 載 額)			円
備 考			

注

- この申告書は、自動車税 (環境性能割) 申告書と共に提出すること。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載し、法人の場合は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。
なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- この申告書には、譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。
- この申告書を軽自動車税の環境性能割の徴収猶予申告に用いる場合は、この様式中「地方税法第164条第2項及び」とあるのは「地方税法第458条第2項及び同法附則第29条の9第1項並びに」と、「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」と、「自動車税 (環境性能割) 申告書記載額」とあるのは「軽自動車税 (環境性能割) 申告書記載額」と読み替えるものとする。

別記第7号の3様式 (第13条関係)

譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の還付申請書				
和歌山県知事 様		年 月 日		
		住 所 (所在地)		
		氏 名 (名 称)		
		生年月日	年 月 日	
		個人番号又は法人番号		
		電話番号		
地方税法第164条第6項及び和歌山県税条例第71条第6項の規定により、譲渡担保財産に係る自動車税の環境性能割の還付を申請します。				
譲渡担保財産 設 定 者	住 所			
	氏 名			
譲渡担保財産設定年月日		年 月 日		
譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該自動車 を移転した年月日		年 月 日		
譲 渡 担 保 財 産 (当 該 自 動 車) の 表 示	登 録 番 号 (車 両 番 号 又 は 標 識 番 号)			
	車 名			
	型 式			
	車 台 番 号			
	種 別	普	軽	その他
還付を受けようとする 徴収金額 (既に納付した金額)	円	納 付 書 番 号	第	号
納 付 年 月 日	年 月 日			
備 考				

注

- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。) を記載し、法人の場合は法人番号 (同条第15項に規定する法人番号をいう。) を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- この申請書には、譲渡担保財産設定を証する書類を添付すること。
- この申請書を軽自動車税の環境性能割の還付申請に用いる場合は、この様式中「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」と、「地方税法第164条第6項及び」とあるのは「地方税法第458条第6項及び同法附則第29条の13並びに」と読み替えるものとする。

別記第7号の4様式 (第13条関係)

性能不良等による自動車税の環境性能割の還付申請書			
			年 月 日
和歌山県知事 様	住所 (所在地)		
	氏名 (名称)		
	電話番号		
地方税法第165条及び和歌山県税条例第72条の規定により、性能不良等による自動車税の環境性能割の還付を申請します。			
取得年月日	年 月 日		
返還年月日	年 月 日		
返還の理由 (なるべく具体的に記入してください。)			
自動車登録番号、車両番号又は標識番号	還付を受けようとする税額		普通車・軽自動車の別
	既納付額	納付書番号	
	円	第 号	普・軽
当該自動車の内容			
車名		乗車定員	人(人)
型式		最大積載量	トン(トン)
車台番号		総排気量又は定格出力	リットル キロワット
原動機型式		軸距 (ホイールベース)	・ m
形状		軽自動車の四輪、三輪の別及び型式認定番号	

注

- 1 返還を証明するに足る書類を添付すること。
- 2 この申請書を軽自動車税の環境性能割の還付申請に用いる場合は、この様式中「自動車税の環境性能割」とあるのは「軽自動車税の環境性能割」と、「地方税法第165条及び」とあるのは「地方税法第459条及び同法附則第29条の13並びに」と読み替えるものとする。

別記第7号の5様式 (第13条関係)

(表面)

身体障害者等に係る自動車税減免申請書									
年 月 日									
和歌山県知事 様 県税事務所長 様									
住 所 フリガナ 氏 名 (連絡先電話)									
和歌山県税条例 第73条の2第2項 第73条の13第2項 の規定により次のとおり申請します。									
減免を受けようとする税目	年度		種 別 割		普通徴収 ・ 証紙徴収				
	年度		環境性能割						
申請対象自動車	登録番号			車台番号					
	所有者	住所				氏名			
	使用者	住所				氏名			
	定置場		登録車両	新車 中古車	登録(予定)年月日 年 月 日	種別・用途 排気量			
	使用目的						※自動車は自家用であること		
身体障害者等	住 所								
	フリガナ氏名						生年月日		
	手帳の種類 有効期限								
	番 号								
	交付年月日 (再交付 年 月 日)								
	障害の名称及び等級		(障害の名称)			(等級)		(再認定年月日)	
再認定年月日 級 年 月 日									
運 転 者	住 所								
	氏 名						生年月日		
	身体障害者等との関係					職 業			
	運転免許証	第 号	交付年月日			種 類			
	運転免許証の附帯条件						構造変更	有・無	
還付先口座					預 金 種 類		普通 (総合) ・ 当座		
	銀行 本店				口 座 番 号				
	金庫 支店 組合 支所				口座名義人(カナ)				

裏面の注意事項をお読みください。

(裏面)

注 意

- 1 身体障害者等と生計を一にする者又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者によって運転される場合は、福祉事務所、町村、振興局、戦傷病者の援護事務を処理する機関（県援護事務主管部課）又は保健所の長が発行する当該事実を証明する書類を添付してください。
- 2 この申請書を提出する際は、運転免許証及び身体障害者にあつては身体障害者手帳、戦傷病者にあつては戦傷病者手帳、知的障害者にあつては療育手帳、精神障害者にあつては精神障害者保健福祉手帳を提示してください。
- 3 申請対象自動車について身体障害者等が利用するための構造変更がある場合、構造変更に必要な費用及び変更内容が分かる書面等を添付してください。
- 4 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用します。あなた名義の口座を記入してください。
- 5 この申請書を軽自動車税の環境性能割の減免申請に用いる場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、

「	和歌山県税条例	第73条の2第2項
		第73条の13第2項

とあるのは「地方税法第461条及び同法附則第29条の10第1項並びに和歌山県税条例第73条の2第2項」と読み替えるものとする。

別記第7号の6様式 (第13条関係)

(表面)

身体障害者等の利用に供するため構造変更等を行った自動車等に対する自動車税減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様
 県税事務所長 様

住 所
 氏 名
 (連絡先電話番号)

和歌山県税条例 第73条の2第3項 の規定により次のとおり申請します。
 第73条の13第3項

減免を受けようとする税額	年度	種 別 割	普通徴収分	円			
	年度	環 境 性 能 割	証紙徴収分	円			
			課税標準額	円			
			税 額	円			
申 請 対 象 自 動 車	登録番号	車台番号					
	車名及び型式						
	所有者	住 所					
		氏 名					
	使用者	住 所					
		氏 名					
	定置場	取得年月日	. . .	種別・用途			
使 用 目 的							
還付先 口 座	銀行 金庫 組合	本店 支店 支所	預 金 種 目	普通 (総合) ・当座			
			口 座 番 号				
			口座名義人 (カナ)				
備 考							

- 添付書類
- 1 当該自動車に係る売買 (リース) 契約書の写し
 - 2 特別の仕様により製造又は構造変更が加えられたことを証する書類及び当該変更等に要した費用を証する書類
 - 3 当該自動車の使用目的が分かる書類 (施設等の取得の場合)
 - 4 当該自動車を利用する身体障害者等との関係を証明する書類 (住民票、健康保険証等) (個人取得の場合 (個人が事業の用に供する場合を除く。))
 - 5 車検証の写し (登録済の場合のみ)

裏面の注意事項をお読みください。

(裏面)

注 意

- 1 個人取得の場合（個人が事業の用に供する場合を除く。）には、当該自動車を利用する身体障害者等が取得されている身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示が必要となります。
- 2 還付先口座は、還付金が発生した場合に使用します。あなた名義の口座を記入してください。
- 3 この申請書を軽自動車税の環境性能割の減免申請に用いる場合は、この様式中「自動車税」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、
「和歌山県税条例 第73条の2第3項
第73条の13第3項」
とあるのは「地方税法第461条及び同法附則第29条の10第1項並びに和歌山県税条例第73条の2第3項」と読み替えるものとする。

別記第7号の7様式 (第13条関係)

所有権留保付自動車の買主の住所等報告書									
県税事務所長 様 和歌山県税条例第73条の9第4項の規定により下記のとおり報告します。					年 月 日 所有権者 住 所 氏 名				
納税通知書発行時の住所等				調査により判明した住(居)所、電話番号	勤務先又は事務所若しくは事業所の各名称及び所在地、電話番号	当該自動車に係る賦払金の支払場所	当該自動車の所有権を買主へ移転する旨の通知の送付の有無	当該自動車の占有の有無	その他参考事項
登録番号	登録年月日	住 所	氏 名						

別記第7号の様式 (第13条関係)



商品中古自動車に係る自動車税 (種別割) 減免申請書

(コード番号 ー)

県税事務所長 様

年 月 日

申請者住所
(納税義務者) (所在地)

氏名

(名称)

代表者名

電話 () ー

担当者名

古物商許可番号 第 号

下記の自動車について和歌山県税条例第73条の12の規定により、
 年度の自動車税の種別割 (納期限 年 月 日) の減免を申請します。
 なお、当該申請自動車の商品中古自動車であることは、
 下記に一般財団法人日本自動車査定協会和歌山県支所が証すとおりです。

No.	自動車登録番号				所 有 年月日	車台番号	展示場	※ 調査		※4月・5月中の売却等		年税額	※減免額
	和歌山	カナ	月	日				月日	現・帳	売却等の事由	事由発 生月日		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		
	和歌山				・			現	帳	抹消・転出 その他()	・		

※印欄は、記載しないこと。

上記の自動車は、商品中古自動車確認証明業務実施要領に定める商品中古自動車であることを証明する。

年 月 日

住 所 和歌山市湊1106番地

支 所 名 一般財団法人 日本自動車査定協会 和歌山県支所

代表者名 (印)

別記第8号様式から別記第8号の2様式を次のように改める。

別記第8号様式 (第13条関係)

					台帳整理番号		
鉾 区 税 申 告 書							
県税事務所長 様					年 月 日		
					住所(所在地)		
					氏名(名 称)		
					生 年 月 日		
					年 月 日		
個人番号又は法人番号							
電 話 番 号							
和歌山県税条例第78条の規定により、次のとおり申告します。							
県内における事務所又は事業所		所在地					
		名 称					
鉾 区 の 所 在 地	鉾 区 の 種 類	登 録 番 号	面 積	存 続 期 間	納 税 義 務 の 発 生 又 は 消 滅		
					区 別	年 月 日	理 由
			アール				

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 この申告をした事項に異動を生じた場合においては、異動を生じた日から7日以内にその旨を申告すること。

別記第8号の2様式 (第13条関係)

鉾区税納付に関する証明書交付申請書

年 月 日

県税事務所長 様

住所 (所在地)
氏名 (名 称)

和歌山県税規則第8条第1項の規定により鉾区税を次のとおり滞納していることの証明書の交付を受けたいので申請します。

年 度	税 額	納 期	試掘権登録番号	納 税 義 務 者	
				住 所	氏 名
年度	円	年 月 日			
滞納が天災その他やむを得ない事由に基づく具体的事実					

別記第10号の2様式 (その1) 表面を次のように改める。

別記第10号の2様式 (第13条関係)

(その1)

(表面)

登録番号	登録証票番号	台帳手入年月日
※第 号	※第 号～第 号	※ 年 月 日
軽油引取税特別徴収義務者登録申請書		
県税事務所長 様		年 月 日
軽特別 油徴 引収 義務 者 取 税	住所 (所在地)	
	氏名(名称及び 代表者氏名)	
	生年月日	年 月 日
	個人番号又 は法人番号	
	電話番号	
和歌山県税条例第58条の10の規定により、次のとおり申請します。		
特約業者の指定を受けた都 道府県及びその指定年月日	都・道 府・県	年 月 日
特約契約を締結した元売業 者及びその締結年月日		年 月 日
納入を受ける者 (県内に事務所又は 事業所がない場合)	住所	氏名又 は名称

県内に所在する事務所又は事業所の概要							
所在地		名 称					
代表者氏名		事業開始年月日			年 月 日		
取 扱 石 製 油 品 貯 蔵 設 備 要 概	種 別	最大貯蔵能力	危険物貯蔵所 許可番号	同左許可年月日	給 油 施 設 概 要	型 式	数
			第 号	年 月 日			
			第 号	年 月 日			
			第 号	年 月 日			
			第 号	年 月 日			

別記第10号の2の様式を次のように改める。

別記第10号の2の2様式 (第13条関係)

登録番号	登録証票番号	台帳手入年月日
* 第 号	* 第 号~第 号	* 年 月 日
軽油引取税特別徴収義務者 登録事項変更 登録消 除 申請書		
県税事務所長 様		年 月 日
軽 特 別 油 徴 収 引 取 義 務 者	住 所 (所在地)	
	氏名(名称及び 代表者氏名)	
	生年月日	年 月 日
	個人番号又は 法人番号	
	電話番号	
和歌山県税条例第58条の10の規定により、次のとおり 登録事項変更 登録消 除 の申請をしま す。		
登 録 事 項 の 変 更		
変更を生じた年月日	年 月 日	
変 更 後		
変 更 前		
登 録 の 消 除		
消除の理由が生じた年月日	年 月 日	
消 除 の 理 由		
備 考		

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 *印の欄は、記載しないこと。
- 3 新たに事務所又は事業所の事業を開始した場合は、別記第10号の2様式（その2）に必要事項を記載の上、この申請書に添付すること。
- 4 県内に事務所又は事業所が所在しない場合で、和歌山県税条例第58条の10第1項の規定により、特別徴収義務者として登録をした者にあつては、登録事項とは別に納入を受ける者が発生した場合は、別記第10号の2様式（その3）に必要事項を記載の上、この申請書に添付して、その納入の事実が生じた日の翌月末日までに提出すること。

別記第10号の2の4様式を次のように改める。

別記第10号の2の4様式 (第13条関係)

販売契約解除に伴う軽油返還届出書																															
県税事務所長 様	年 月 日																														
特別 徴収 義務者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">住所 (所在地)</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> <tr> <td>氏名 (名称)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生年月日</td> <td style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>個人番号又は法人番号</td> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </table>	住所 (所在地)		氏名 (名称)		生年月日	年 月 日	個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																					電話番号	
	住所 (所在地)																														
	氏名 (名称)																														
	生年月日	年 月 日																													
	個人番号又は法人番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td><td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																													
電話番号																															
次のとおり、販売契約の解除により返還があったので、和歌山県税条例第58条の18の規定により、届け出ます。																															
事務所又は事業所の所在地及びその代表者の氏名																															
軽油の引取年月日及び数量	年 月 日 リットル																														
販売契約解除年月日	年 月 日																														
返還年月日及び数量	年 月 日 リットル																														
販売契約解除の理由																															

注 「個人番号又は法人番号」欄には、届出者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

別記第10号の2の6様式から別記第10号の2の8様式までを次のように改める。

別記第10号の2の6様式 (第13条関係)

承認年月 日及番号	年 月 日	免税軽油許可数量 超過使用承認申請書			
免税軽油使用者証番号	和歌山県第 号				
免税軽油以外の軽油を 免税の用途に使用した 数量 (超過申 請数量)	リットル				
超過分購入年月日	年 月 日	使用 期間	自 至	年 月 日	年 月 日
購入先住所氏名 又は名称					
免税証により購入した 免税軽油の数量	リットル				
免税証交付申請書に記載した申請数量	リットル				
免税軽油以外の軽油を 免税用途に供する必要 が生じた理由及び申請 できなかった理由					
<p>上記のとおりであるので和歌山県税条例第58条の20第1項の規定により関係書類を添え免税軽油許可数量超過使用承認を申請します。</p> <p>免税軽油使用者</p> <p style="text-align:right;">住 所</p> <p style="text-align:right;">氏 名</p> <p style="text-align:center;">年 月 日</p> <p>県税事務所長 様</p>					
<div style="border: 1px solid black; width: 40px; height: 20px; display: inline-block; margin-left: auto;"></div>					
<p>第 号 地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による承認書</p> <p>申請者の住所 及び氏名</p> <p>年 月 日付けで申請のあった免税軽油許可数量超過使用について、正当の理由があると認め リットルの超過使用を承認する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align:right;">県税事務所長 印</p>					

別記第10号の2の7様式 (第13条関係)

軽油引取税減免申請書						
県税事務所長 様			年 月 日			
申 請 人	住 所 (所在地)					
	氏 名 (名 称)					
	生年月日		年 月 日			
	個人番号又 は法人番号					
	電話番号					
和歌山県税条例第58条の27の規定により、次のとおり減免を受けたいので申請します。						
年 度	月 別	課 標	準 税 量	税 額	減免を受けようとする税額	減免を受けようとする理由
		リットル		円	円	

注

- 1 「個人番号又は法人番号」欄には、申請人が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
 なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。
- 2 この申請書には、天災その他特別の事情があることを証明する書類を添付すること。

別記第10号の2の8様式 (第13条関係)

(その1)

年 月 日		事務所又は事業所の所在地													
		屋 号 又 は 名 称													
		特別徴収義務者の住所													
県税事務所長 様		氏 名													
ブ レ ン ド 届 出 書 (予定分) (月分)															
製 造 予 定			販 売 予 定												
月 口	品 名	数 量 (A) (B)+(C)	ブレンド に使用す る軽油の 数量 (B)	ブレンドに 使用する炭 化水素油以 外のものの 数量 (C)	配 合 比 (B) (A)	自動車の内燃機関用として販売する もの			自動車の内燃機関用以外として販売 するもの						
						月 日	品 名	数 量	住 所	氏 名	月 日	品 名	数 量	住 所	氏 名
		リットル	リットル	リットル				リットル							

(注) 本届出書は前月 25 日まで提出すること。

別記第10号の2の8様式 (第13条関係)

(その2)

年 月 日		事務所又は事業所の所在地												
		屋 号 又 は 名 称												
		特別徴収義務者の住所												
県税事務所長 様		氏 名												
ブ レ ン ド 届 出 書 (実績分) (月分)														
ブ レ ン ド し た 数 量			販 売 内 訳											
月 日	品 名	数 量 (A) (B)+(C)	ブレンドに使用した軽油の数量 (B)	ブレンドに使用した炭化水素油以外のものの数量 (C)	配 合 比 (B) (A)	自動車の内燃機関用として販売したもの			自動車の内燃機関用以外として販売したもの					
						月 日	品 名	数 量	住 所	氏 名	月 日	品 名	数 量	住 所
		リットル	リットル	リットル				リットル						
月 末 在 庫 量	品 名													
	数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

(注) 本届出書は翌月5日までに提出すること。

別記第11号様式(その1)から(その4)までの規定中「、三菱UFJ信託銀行」を削り、「LINE Pay、」の次に「PayPay、」を加え、同様式(その5)及び(その6)中「、三菱UFJ信託銀行」を削る。

別記第16号の10の2様式中「提起できる」を「提起することができる」に、「の規定の規定」を「の規定」に改める。

別記第17号様式を次のように改める。

別記17号様式 (第14条関係)

(所在地)
(法人名)

県税事務所長 印

法人県民税・事業税及び特別法人事業税更正決定通知書

下記のとおり更正 (決定) しましたので通知します。納付すべき金額を別添の納付書により指定納期限までに県の指定金融機関等の納付場所で納付してください。

管理番号	事業年度	国税処理	申告提出年月日	申告処理	指定納期限						
			確定 修正								
事業税		分割 基準	県民税		分割 基準						
区	分	課税標準	税率	税額	区	分	税額				
法 第 72 条 の 2 第 1 項	第1号 所得割	総額			課 標 法 人 税 総 額						
		年 万円以下		/100		本 県 分 ①					
		年 万円超 万円以下		/100			① × /100				
		年 万円超 又 万円超		/100			特定寄付金税額控除額				
		計					外国関係会社等に係る控除額				
	軽減税率不適用		/100	外国の法人税等控除額							
	第2号 付加 価値 割	総額				法 人 税 割					
		本県分		/100			仮装経理に基づく控除額				
		資本割					利子割額の控除額				
	第3号 収入 割	総額				均 等 割					
		本県分		/100			差引法人税割額				
		資本割					既納付税割額				
	第1号 所得割	総額				利 子 割 額 計 算					
		本県分		/100			租税条約の実施に係る控除額				
		付加価値割					既還付請求利子割額が過大である場合の 納付額				
第2号 収入 割	総額				均 等 割						
	本県分		/100			差引過不足税割額					
	資本割					月数 ②		月			
第3号 収入 割	総額				均 等 割						
	本県分		/100			円×②/12					
	資本割					既納付均等割額					
第1号 所得割	総額				均 等 割						
	本県分		/100			差引均等割額					
	収入割					差引過不足県民税額					
合計事業税額					均 等 割						
平成28年改正控除額			特定寄付金税額控除	均 等 割							
仮装経理に基づく控除額			既納付事業税額			既還付請求利子割額が過大である場合の 納付額					
租税条約の実施に係る控除額						利子割還付額					
差引過不足事業税額											
特 別 法 人 事 業 税	区	課税標準	税率	税額	均 等 割						
	法第72条の2第1項第1号所得割に係る特別法人事業税		/100			均 等 割					
	法第72条の2第1項第2号収入割に係る特別法人事業税		/100				均 等 割				
	法第72条の2第1項第3号収入割に係る特別法人事業税		/100					均 等 割			
	合計特別法人事業税額								均 等 割		
	仮装経理に基づく控除額			既納付特別法人事業税額						均 等 割	
租税条約の実施に係る控除額				均 等 割							
差引過不足特別法人事業税額						均 等 割					
事業税及び特別法人事業税に対する加算金							均 等 割				
区	基礎となる税額	率	加算金額		均 等 割						
過少申告加算金		/100						均 等 割			
加重分									均 等 割		
不申告加算金		/100		均 等 割							
加重分						均 等 割					
重加算金		/100					均 等 割				
合計					均 等 割						
既に納付の確定した加算金額								均 等 割			
差引過不足加算金額									均 等 割		
更正 (決定) の理由				均 等 割							

1 不足税額については、延滞金を加算して納付してください。

2 この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第18号の2様式を次のように改める。

別記第18号の2様式 (第14条関係)

第 年 月 日 号

様

県税事務所長 印
 法人事業税・特別法人事業税の更正の請求に関する通知書

地方税法第72条の48の2第5項の規定による請求について下記のとおり更正した請求の理由がないので通知します。

本店所在地		法人名				
本県内の主たる事務所所在地		代表者				
事業年度		修正申告書の提出又は更正決定を受けた年月日				
自 年 月 日 至 年 月 日		年 月 日				
区分		課税標準額	税額			
		総額	本県分			
			請求書提出期限			
			年 月 日			
更正の対象となる税額	事業税 法第72条の2第1項第2号に掲げる事業	所得割	年400万円以下の金額		理由	
			年400万円を超え年800万円以下の金額			
			年800万円を超える金額			
			計			
	第1号	付値加割価	付加価値額			
			資本割	資本金等の額		
			収入割	収入金額		
	特別法人	基準法人所得割額				
		基準法人収入割額				
	更正額	事業税 法第72条の2第1項第3号に掲げる事業	所得割	年400万円以下の金額		
年400万円を超え年800万円以下の金額						
年800万円を超える金額						
計						
第1号		付値加割価	付加価値額			
			資本割	資本金等の額		
			収入割	収入金額		
特別法人		基準法人所得割額				
		基準法人収入割額				
お知らせ		この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。 なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。				

別記第18号の2様式の次に次の2様式を加える。

別記第18号の3様式 (第14条関係)

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の承認 (却下) 通知書

	第 年 月 日 号
本店等所在地 名 称 管 理 番 号	様
県税事務所長 印	
年 月 日付けで申請があったeLTAXによる申告が困難である場合の特例の申請については、下記のとおり承認しましたので (下記の理由により却下しましたので)、法第53条第53項及び第72条の32の2第4項の規定により通知します。	
特例の指定期間	年 月 日から 年 月 日まで
却下等の理由	

お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として (知事が被告の代表者となります。) 提起することができることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
------	---

備考

- 1 この通知書は、法第53条第53項及び第72条の32の2第4項の規定による通知について使用する。
- 2 「お知らせ」欄には、申請のとおり承認した場合は、記載しないこと。

別記第18号の4様式 (第14条関係)

eLTAXによる申告が困難である場合の特例の承認に係る取消通知書

	第 年 月 日 号 日
本店等所在地 名 称 様 管 理 番 号	
県税事務所長 印	
年 月 日付けで承認したeLTAXによる申告が困難である場合の特例については、下記の理由により取り消しましたので、地方税法第53条第56項及び第72条の32の2第7項の規定により通知します。	
特例の取消年月日	年 月 日
取り消した理由	(Blank space for reason)
お知らせ	<p>この処分について不服があるときは、この通知書の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく所轄の県税事務所長を経由して提出してください。この処分の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起することができることとされています。</p> <p>なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

備考 この通知書は、法第53条第56項及び第72条の32の2第7項の規定による通知について使用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(従前の様式による用紙)
- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。